

東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 稲 垣 康 治

東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の７第２項の規定により、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように変更する。
別表中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に改め、「東京都四市競艇事業組合」を「東京都四市ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

参考

東京都公平委員会共同設置規約 新旧対照表（抜粋）

（ ）は変更部分

変 更 後	変 更 前
別表 立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市ボートレース事業組合、東京都四市ボートレース事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合、東京たま広域資源循環組合、東京市町村総合事務組合 附 則 この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。	別表 立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合、東京たま広域資源循環組合、東京市町村総合事務組合